

**【県発注建設工事、資格停止の運用状況等について】**

特になし。

**【抽出事案に関する質疑応答】****1 岐阜県スケート場（仮称）スケートリンク建設工事**

- Q. 総合評価落札方式を採用するかしないかについては、どのような形で決めているのか。
- A. 最終的には岐阜県建設工事入札参加資格委員会で決定している。また、建設業者から性能、機能、技術等に関する提案を募集することから、総合評価落札方式を行うための技術提案を求める範囲の決定などについては総合評価委員会で決定している。
- Q. 今回の案件はどのような理由で総合評価落札方式を採用することとしたのか。
- A. スケートリンクのリンク工事という特殊な工事であることから、設計・施工一括発注方式の総合評価落札方式を採用することとした。

**2 高等学校等の RENTAI ネットワーク更新工事（西濃圏域）**

- Q. 予定価格が13,090,000円に対して落札価格が7,276,500円であり、かなり低い落札率である。同種の工事ではこの位の落札率になっているのか。心配するのは過当競争になることである。LAN工事というのは品質的にもある程度のレベルが要求されるものであることから、価格が低いと品質が仕様に及ばなくなるのではないか。
- A. 委員が言われるとおり今回の案件の落札率は55.59%ということで、驚いている。工事の品質については、工事の完成検査時に仕様書どおり適正に行われているかどうかを確認しているので、適正な競争が行われた結果であると思っている。参考までに、今回と同様の工事では岐阜圏域71.65%、中濃圏域86.15%、東濃圏域79.69%、飛騨圏域91.95%となっており、西濃圏域は他の地域と比べて若干低い落札率である。
- Q. 今回の入札は岐阜県建設工事指名競争入札参加者選定要領で12社以上の指名となっており、指名した業者は16社であるが、入札参加業者は8社である。途中で指名業者を追加するようなことはしないのか。
- A. 西濃圏域で該当する業者16社全部を指名している。入札直前に入札参加資格停止措置があったため、結果として8社となったが、適正な入札は行われると判断し入札を執行した。
- Q. 県の指名選定基準、取り扱い等には触れないのか。
- A. 適正な入札が執行できたと判断している。
- Q. 予定価格に対して落札価格が低い。積算はどこで行っているのか。
- A. 公表されている労務単価、積算資料等を用いて情報システム課で積算している。
- Q. 積算した額と入札価格がかけ離れているのは気になる部分である。完成した際に検査はしっかりされるので良いと思うが。
- A. 建設工事においては最低制限価格未設定工事の入札については、原則として基準価格を定め予定価格の1/2を下回った入札があった場合には、落札を保留して契約の内容に適合した履行がなされるかを調査する低入札価格調査制度があるが、今回は50%を超えていることから契約したものである。委員が言われるように工事完成時には十分な検査を行ってまいります。

**3 公共河川総合整備事業（丹生川多目的ダム）・公共地方道路交付金事業（道路改築）**

- Q. 入札価格を見ると、最高価格が89,000千円で最低が87,500千円となっており、狭い範囲で入札価格が集中しているがどのように考えるか。
- A. 最近積算システムを業者も導入しており、積算の精度は高まっていると考えられる。
- Q. 先程の案件と違い落札率が高いと思われるが。
- A. 落札率は97.26%である。  
当事務所においては今年度工事3本を発注したが、平均落札率は96%程度である。

#### 4 県営中山間地域農村活性化総合整備事業 白鳥大和地区 ホタルの里活性化施設改築工事

- Q. 補助事業で国が55%を補助しており、実際には県が企画・設計をする訳だが、国が条件等で関与することはあるのか。
- A. 事業目的とする定住の促進や地域の活性化と各施設がどういう形でリンクするかのヒアリングなどのやりとりがある。
- Q. 入札結果を見ると落札率が高いようだがどの位か。
- A. 今回の案件は97.1%である。事務所では70件ほど発注しているが、平均落札率は96.6%である。
- Q. 最高価格が30,700千円で最低が30,000千円となっており、狭い範囲で入札しているが従来から同じ傾向か。
- A. このような傾向はある。
- Q. B等級とC等級の業者を指名しているが、落札したのはどちらの等級の業者か。
- A. C等級の業者が落札している。

#### 5 県営尾崎住宅C9棟耐震補強工事

- Q. 住宅には全て入居しているのか。
- A. 全て入居している。現在、工事が行われているが、工事着手前に入居者に説明して工事を進めている状況である。
- Q. 鹿島建設と県内業者の共同企業体となっているが、県内業者については鹿島建設が相手方を選定するという事か。
- A. そうである。県営尾崎住宅C9棟耐震補強工事プロポーザル募集要領において県内業者と共同企業体を構成することを条件としている。
- Q. 構成する県内業者についての等級は問わないのか。
- A. 等級までは条件にしていない。ただし、施工するにあたっては高度技術を要するため、鹿島建設は、技術を要するA等級の業者を共同企業体の構成員として選定している。
- Q. 結果としてA等級業者になったということか。
- A. そうである。
- Q. 今後耐震補強工事をする時には、順次プロポーザル方式で業者を選定していくのか。
- A. 耐震補強工事については、今回の工事ですべて完了となる。
- Q. 随意契約（プロポーザル方式）で公募しており、5つの提案があったとのことだが、技術的な観点から鹿島建設の提案を採択して契約したということか。  
また、設計を委託した後の検証、構造評定の過程で意見のやりとりや設計変更をすることはあるのか。設計以降は成果品をチェックするようなことはないのか。
- A. プロポーザルの中で審査した内容は技術的な分野であり、その他に入居者の居住生活や施工性の問題などの分野がある。プロポーザルによって選定された業者と随意契約を締結した後に、特殊な構造であるため、(財)日本建築防災協会の評定が必要になる。その評定を受ける前の段階で計画書の協議を行い、居住性などの問題を含めて最終的に(財)日本建築防災協会の評定が下りたということである。しかし、評価する段階でプロポーザルの委員と(財)日本建築防災協会の委員の意見が若干異なっていることから、当初計画を修正している部分がある。工

事費については予算の中で対応している。

- Q. 5業者が提案をしているが、概算工事費は出しているのか。
- A. そうである。
- Q. 今回の案件について、金額的に何番目の業者と契約したのか。
- A. 金額と工法を総合的に判断して鹿島建設が一番妥当であるということから選定されたものである。
- Q. 建物を建築した業者は今回応募していないのか。
- A. 当時、東急建設が建物を建築しており、提案もしているが採用されなかった。
- Q. 建築した業者であれば構造的にも良く知っており、そういう面では一番最良な提案ができるのではないかと考えたのだが。
- A. 応募してきた全ての業者に対して、当時の構造を提示している。